

令和 6 年度 静岡県多文化共生審議会 議事録

令和 7 年 1 月 27 日（月） 午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで
静岡県庁別館 9 階特別第 1 会議室

出席委員

（計 12 名 敬称略）田平 相川 アンジェラ 明美、石川 雅洋、金田 篤実、川越
レニ、岸田 裕之、佐伯 康考、高畑 幸、竹内 浩視、田中 恵
子、テオドロ アナ マルガリータ、廣野 篤男、村松 尚子
事務局 増井 浩二副知事、横地 眞澄多文化共生推進官、石井 亘多文
化共生課長、野毛 勉多文化共生班長、平田 春奈主査

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和 6 年度静岡県多文化共生審議会を開会いたします。委員の皆様におかれましては、本日、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、開会にあたりまして、県側の出席者をご紹介します。静岡県副知事増井浩二です。

（増井副知事）

増井です。よろしくお願いします。

（司会）

多文化共生推進官兼地域外交局長横地眞澄です。

（横地推進官）

横地です。よろしくお願いします。

（司会）

私は、本日の司会を務めます多文化共生課の野毛と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は、情報提供の推進に関する要綱の規定に基づきまして公開となりますので、ご了承願います。

次に、本日の委員の出席状況をご報告いたします。

本日は、委員 15 名のうち 12 名の方にご出席いただき、委員の過半数の方が出席されておりますことから、静岡県多文化共生推進基本条例第 16 条第 2 項に基づき会議が成立していることをご報告させていただきます。また、相川委員はオンラインの出席となっておりますのでご了承ください。

それではここで、多文化共生推進官の横地から開会の挨拶を申し上げます。

（横地推進官）

皆さん、こんにちは。本日はご多用のところ、当審議会にご出席を賜りありがとうございます。また、日頃から県の多文化共生の施策にご指導、ご助言をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

参考資料にもお配りしておりますが、現在、在留外国人統計によりますと、昨年6月末時点での本県の在留外国人は12万人を超えておりまして、これは過去最多となっております。半年で約5000人、約4%の増加となっております。その他、ご存知の通り、昨年6月には育成就労制度の創設がされまして、3年以内に施行される予定でございます。今後、さらなる外国人の受け入れや定住化の方向に進んでいくことは間違いないのではないかと考えております。このような社会情勢を踏まえまして、多文化共生施策を充実することがより一層求められる時代となっております。

昨年就任されました鈴木康友知事は、浜松市長時代に多文化共生に熱心に取り組まれていた実績もありまして、県知事選での公約でも多文化共生に力を入れているということで当選されました。その鈴木知事のリーダーシップによりまして、昨年11月には全国知事会、鈴木知事をリーダーとする外国人の受け入れと多文化共生社会実現プロジェクトチームを設置することが決定いたしました。事務方といたしましても、第1回の会議開催に向けて、現在準備を進めているところでございます。また、今年度は、令和3年度末に改定いたしましたふじのくに多文化共生推進基本計画の3年目でございます。

多文化共生社会の実現に向けまして、県の施策が実効性のあるものとなるよう、委員の皆様から様々なご意見をいただきたいと思います。本日はよろしくお願いいたします。

（司会）

ありがとうございました。

それでは次に、初めての方もいらっしゃいますので、会長及び副会長の紹介をさせていただきます。会長は、一般社団法人静岡県商工会議所連合会会長、岸田裕之様です。

（岸田会長）

会長を務めております岸田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

副会長は、静岡県立大学国際関係学部教授、高畑幸様です。

（高畑委員）

副会長を拝命しております高畑です。

（司会）

また、前任の委員の異動によりまして今回新たに委員となられた方をご紹介いたします。

名古屋出入国在留管理局主席審査官、金田篤実様です。沼津商工会議所副会頭、西山允彦様でございますが、西山様は本日はご都合によりご欠席でございます。その他の委員の皆様につきましては、お配りしている委員名簿を持って紹介に代えさせていただきますのでご了承ください。

なお、皆様、ご発言の際はお席にある卓上マイクのボタンを押して発言をしてください。発言が終わりましたら、お手数ですがオフにさせていただいて、ボタンをオフにしてください。よろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は、静岡県多文化共生推進基本条例の規定によりまして、審議会の議長であります岸田会長にお願いいたします。

岸田会長、よろしくお願いいたします。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。それでは、時間が限られておりますので、早速議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は4件でございます。皆様のご協力により、本会議を円滑に進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速、議事の1、静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針について、事務局からまずは説明をお願いいたします。

（事務局）

はい。それでは、事務局から説明いたします。資料の1をご覧ください。静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針というところについて説明をいたします。

静岡県は、令和2年に地域日本語教育推進方針という方針を作っておりまして、これは令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としているもので、今回はその見直しになります。今回、地域という言葉を用いて、日本語教育の推進に関する基本的な方針としております。この趣旨といたしましては、これまでは地域住民としての外国人を対象とした方針でありまして、これは主に多文化共生課が事業として実施していた部分であるのですが、この他にも、実際には幼児・児童・生徒に対しては学校、被用者に対しては企業さんが日本語教育を行うなど、様々なプレーヤーが日本語教育を実施していることから、今回対象を広げまして、そこに対して県の各部局が何を行うのかという方針を示すこととしたものであります。令和元年に施行されました日本語教育の推進に関する法律というこの法律でも、この4つの対象に沿って章立てされておりますので、その趣旨を汲

んだものであります。

この方針案を作るにあたっては、今日のご欠席でございますが、本審議会の坂本委員、それから高畑委員、石川委員に検討委員会に入っていただき、議論をしたものでございます。今年度3回の検討会を実施しまして、現在パブリックコメントが終了したところです。20日に意見募集が終わりまして、6件意見をいただいております。これにつきましては、対応を検討し、3月には内容を決定して公表する予定であります。

それでは、簡単に内容について説明いたします。左側の第1章のところですが、第1章では、日本語教育を推進する目的と県の責務、それから各主体に期待される役割を示しております。また、右側の第2章では、県の取り組みの方向性を示しております。県としては、主に教育委員会が中心となる幼児・児童・生徒等というところ、それから、多文化共生課が中心となって、地域で生活する住民へ行っていく地域日本語教育というところを特に力を入れてやっていく予定であります。幼児・児童・生徒に対しては、適切な教育機会の確保というのが何よりも重要かと思っております。不就学の子どもをなくし、日本語指導や生活、進路指導、学校におけるやさしい日本語の活用等を進めてまいります。保護者の理解促進も重要と考えております。

また、被用者と企業で働く従業員への日本語教育につきましては、雇用する事業主が学習機会の提供に努めることが望まれるということですが、実際、企業の方からは、単独の企業で日本語教育をやるのは難しい、また、仕事に必要な日本語ならできるが、生活の日本語は企業には難しいというような意見もいただいております。外国人というのは、人材不足を補うだけではなく、企業の活性化や成長にも繋がっていく人材だと考えております。県としては、日本語指導者や教材の情報提供や地域の日本語教師で従業員が地域住民と関わる機会を提供したいと考えております。

また、企業で働く人、留学生、子ども、皆地域で共に暮らす住民であることには変わりありません。地域の日本語教室は、生活に必要な日本語を身につけるだけでなく、地域住民と関わり、社文化共生社会を築いていく重要な場と考えております。県としては、人材の養成、市町の支援などを通じて、地域の日本の教育に力を入れて進めていきたいと考えております。

2027年に育成就労制度も施行され、外国人のさらなる増加も見込まれるため、日本語教育には特に力を入れてまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

（岸田会長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局からも話がありました通り、石川委員、高畑委員、坂本委員にその方針検討委員会でも委員を務めていただいております。坂本委員は本日ご欠席でございますけども、石川委員、そして高畑委員から、ただいまの事務局の説明について、もし補足があるようでしたらお願い

をしたいと思いますが、お二人、いかがでございましょうか。はい、石川委員お願いします。

（石川委員）

どうもありがとうございました。特に補足ってということではないのですが、本当に今企業の方での採用は大変難しい。人材不足というところですので、外国人材にも本当に期待するところでもありますし、一緒にやっ払いこうということも思っています。ただ、本当に、労働力というよりも、一緒にやっ払いいくことで、何か新しいものを生んでいくであるだとか、また違う視点で色々進んでいくようになれると一番いいということでお話しています。ただやはり、言葉というのは難しいところがありますので、今日もそういったことの話ができたらと思っています。以上です。

（岸田会長）

はい、ありがとうございました。では、高畑委員から何かございますでしょうか。

（高畑副会長）

私からも1点だけ申し上げます。かつての地域の中での日本語教育というアプローチだったのが、これからは地域に限らずということで、特に企業の中での日本語教育が1つ大きなキーになるかなと思っています。その点を皆様の協力ぜひ実現できればと思います。

（岸田会長）

ありがとうございました。それでは、その他の皆様からただいまの事務局の説明、また石川委員、高畑委員からのお話の中で、何かご意見あるいはご質問等ございましたらお願いをしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（石川委員）

高畑さんが言われた企業での日本語教育となると、うちもそうなんです、教える人であるだとか、教材であるだとかというのは難しいところがあって、H I C E、浜松国際交流協会などもありますし、そういったところとどう連携を取りながら企業ができるかというのは本当に大事なところだと思っています。企業単独で先生や教材を全部揃えることは難しいので、そこらへんがうまくできると一番いいなとは常に思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。その他はいかがでございましょうか。それでは川越さん、お願いいたします。

（川越委員）

私はホテル業で働いていて、自分がインドネシア語教室をやっています。ホテル業では、例えば専門用語は、色々な外国人がいるので、インドネシア人もいるし、フィリピン人、タイ人もいるので、とりあえず共通点を見つけて、それで、今日はこの言葉を使うとか、まず、シンプルな言葉を使うなどが良いと思います。あと、自分は昔ヤマハで働いてたので、部品がとて多くて、通訳をやっている時に、毎日泣きながら用語を覚えていました。みんなが分かりやすいようなリストを作れば、長年使えて、新しいものが出たら足したり、新しい人が来たら、これだよとか教えたりできると思います。先輩がこうやったんだよとか、次が来る人にはこうやるんだよという感じが、周りがそういう話をした時に、シンプルにそうなんだって伝わると思います。

あと、H I C E が結構やさしい日本語を使った勉強などの色々な活動をやっています。毎週行くのは多分大変だと思うけど、誰か一人が連れて行って、「何月何日にこういうのがありますよ、みんな行きましょうとか」色々な企業へ伝えると良いかなと思いました。

（岸田会長）

ありがとうございます。結構外国の方で横の繋がりは結構多いんですね。その他の皆様からいかがでございましょうか。それでは、村松さんお願いいたします。

（村松委員）

富士市の小学校の校長をしております村松と申します。本校も外国から来られる児童がとて多く、県の教育委員会から加配をいただいているような学校です。最近の傾向として、多国籍化、様々な国から1人、2人という形で来られる方や、ご家族全員日本語が全く話せない状態で来られる傾向が強くなっているなと感じています。

学校としましては、やさしい日本語のメールといった形で対応をしていますが、ひらがなのやさしい日本語でも対応できないような状況が初期のところはありました。正直言いまして、雇用先の事業主さんにご協力いただいて、なんとか当面のスタートを切っていただいているという現状があります。できれば翻訳アプリ等があれば、学校からのやさしい日本語のメールにも内容が伝わるんだろうなって考えるんですけど、だいた費用がかかるもんですから。

本当に事業主の皆さんには大変お世話になっていて、ありがたいなという風に感じております。

（岸田会長）

それではアナさん、お願いいたします。

（アナ委員）

皆さんこんにちは。私の経験としては、やさしい日本語を県が勧めていることに本当に感謝しています。介護の仕事は、フィリピンの文化として家族で普通にやっていますので、難しいです。入社面接する時に、難しい日本語で早口で言われるより、ゆっくり話してもらって、分かりやすい日本語を入れた方が、みんな興味を持つと思います。あとは、県内の色々な地域で、例えば1時間、2時間だけでも、みんなが集まるところで、月に1回か2回ぐらい、分かりやすい日本語を教えてくれれば、みんな来てくれると思います。

介護の仕事に関しては、働く方が少なく、入社することが難しい。例えば、日本語は分かっているけど、話をするのがなかなかうまくいかない人は、緊張すると余計話せなくなっちゃうんですね。それで大体勘違いされて、断られてしまう場合が多いです。そのことを色々な会社や業界が考えてくれればいいんじゃないかなと思います。

（岸田会長）

それでは佐伯委員、お願いします。

（佐伯委員）

先ほど村松先生からもあった話に関連しますが、外部環境の変化の中で、育成就労もそうですが、特定技能2号の職種が拡大しているということもすごく大事だと思っています。これから特定技能2号が増えた時に、家族滞在で来る配偶者やその子どもが増えてくるので、さっき村松先生がおっしゃった、保護者が日本語が分からない、日本語がゼロで来日するケースも今後増えてくると思います。なので、保護者の理解促進、並びに保護者の方が日本語を学べる環境を作っていくと、親と子どものコミュニケーション、子どもが日本語をしゃべれるようになって、親と何語で話すんだという問題が出てくるので、配偶者ビザで来日する方の日本語教育ということも企業と連携しながらやっていく必要があるだろうと思います。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。それでは、せっかくここまで意見が出ました。事務局の方から、ただいま特定技能の家族と一緒に来て、保護者が日本をしゃべれない、あるいはお子様がしゃべれないみたいな話が出てきて、その辺が課題ではないかっていうお話がありました。事務局の方から何かそれについては話すことがありますでしょうか。

（横地推進官）

はい、皆さん、ありがとうございます。テオドロ・アナ委員からのご指摘で、ちょっと事務局の説明が非常に早口で、皆さん分かりづらかったかなとちょっと心

配してしまいました。

家族の日本語教育というのは、日本語教育推進法という法律で、雇用者の家族に対しても企業が日本語教育を行う努力義務ということがあります。ただ、先ほどご意見に出たように、企業からのお話を聞いていますと、日本語教育自体をやるという段階にまでまだ来ていないというような企業も多い中で、家族の教育までもやることが大変だというようなご意見も伺っております。今、県の方針といたしますと、そういった方々に対しまして、県と市町が力を入れております地域における日本語教育、こちらへの誘導ということに力を入れていきたいと考えております。先ほど石川委員からもお話がありましたが、企業単独、市町単独、学校単独というのは、これから先限界があると思いますので、県の方でも様々な日本語教育に携わる方々のネットワークを作っていけるように取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。もう1点確認をさせていただきたいんですが、先ほど村松委員の方から、学校に入られた方、小学生はよいですが、小学校に上がる前の子たちをどうするかというのは1つ課題かなと思いますが、その辺について何かございますでしょうか。

（事務局）

はい。小学校入学前の外国人児童は確かに数も増えていて大変な問題になっていると認識しています。対応の1つとしては、文部科学省の方で、通称虹の架け橋事業という市町に対する補助事業です。例えば、市町の学区の中で、修学前の年齢の外国人であったり、年齢は超えているものの、日本に入国した時期によって、日本の小学校に入学する前の日本語を習得できてない外国人児童のための教室を市町がやる場合に、文部科学省から補助を受けることができます。ただ、県内でやっている市町がいくつかありますが、児童の数が増えてく中で、自分たちのキャパシティや予算の問題で大変だという話は聞いております。以上です。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。石川委員にお話聞きたいのですが、先ほどアナさんの方から、ゆっくり話すだとか、あるいは伝えることがなかなか難しいという話がありました。聞く側の問題もあるかなと思いますが、企業側で、一緒に作業する日本人に対しての教育といった面はやってらっしゃるんでしょうか。

（石川委員）

今ちょっと手薄になっていて、コロナもあってなかなかスタートを切れていないところがありますが、コロナ前で結構やってた時は、今、岸田さん言われたよう

な日本語教育ということで、うちであればブラジル人の方やペルー人の方、多国籍になってきていますので、ベトナム人の方であるだとか、色々な方に日本語教育を仕事が終わってからやっていました。もう1つは、やさしい日本語教育もやってみようということで、浜松国際交流協会H I C Eの方に手を借りてやりました。本当にそうだなと思ったのは、やさしい日本語を海外の方に教えるんじゃないくて、やさしい日本語を現場の職長クラスの方に覚えてもらわないといけないなというところです。ただ、日本人にとっても、難しい単語を使わない、やさしく言うというのは、これもまた難しい話で、話し方をゆっくりするだとか、単語だけで通じるようにするだとか、やっぱり企業で考えていかなければいけないところもあるんだろうなと思って聞いていました。うちは自動車部品の製造業ですが、製造で品質そのものや怪我だとかというところは、本当に言葉が通じないがために起こりうる、実際起きたこともあったので、そういうことでもやろうということですが、やさしい日本語をどう日本人の人たち、会社で働いてる人たちに伝えていくかということは、まだまだ考えていくことがあるのだろうなと思います。ただ自分の会社では、トライアンドエラーみたいなことをやって、それがきつと企業ごと、職種ごとにも違うと思うので、色々な例をたくさん作っていくのが一番いいのかなと思います。

（アナ委員）

やさしい日本語は本当に助かりますが、基本的には、会社とか現場のところで専門的な言葉などを話しながら分かりやすく説明することの方が大事だと思います。もちろん、やさしいだけではなく、ゆっくり話す。ものを作るより、人を先に作らないとうまくできないと思います。でするので、忍耐。1ヶ月か2ヶ月間ぐらいで、小さなことでも褒めると頑張りますよね。ただ、いきなり馬鹿だとか、そういうひどいことを言われると、気持ちが傷つきます。それで、心細くなってすぐ会社を辞めてしまう。最初の2週間から2ヶ月間ぐらいがすごく大切です。その期間で、ここで頑張りますという気持ちが崩れないようにすることが大事だと思います。会社がこれじゃあ面倒だなという気持ちも分かりますが、お互いに気持ちを受け取っていかないと進まないと思います。いつも新しい人が入って辞めてしまうというパターンになります。

（石川委員）

うちで言うと、製造業で自動車部品を作っているのですが、この部品の名前を覚えるだとか、この製品とこれをくっつけてこうやったらはまるよとか、専門用語をやっていくところと、作業で危ない、ここに手を出してはいけないであるとか、ここはしっかり見なさいよみたいなところも出てきます。アナさんがおっしゃられるように、それを教える人、うちで言うと、現場の作業員よりも、1つ上の班長であるだとか、職長の方が作業を教えていくので、職長の方がどう接することができるかというところを覚えることが1番大事だなとすごく分かったので、うま

くそういうことができるようにやっていかなければいけないなと考えています。

（岸田会長）

金田委員、お願いいたします。

（金田委員）

金田と申します。やさしい日本語ですが、入管庁と元々文科省の方で協力して普及を進めるということをしております。宣伝半分のところもありますが、今、私も名古屋入管の方でも、小中学校でやさしい日本語講座というものを買っていたいたりしています。まさにおっしゃられてる通りで、優しく相手に思いやりを持って話すってことをできるだけ多くの人にさせていただくということがまず大事なのかなと思っています。入管庁や文化庁で、日本語のガイドラインというものを作っていますが、もっとピクニック的なところというのは確かにありますが、おっしゃる通り、相手の気持ちを思いやるってということがまず一番最初に書かれています。もし、企業の方、最初の1ページのところの解決みたいなのところだけでも読んでいただけると、外国の方はこういう風に思うんだな、こういう風に受け取るんだなということを感じるだけでも、コミュニケーションが進むのかなと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。

（アナ委員）

日本では、ハーフの方も多く、国籍は日本になっています。日本語の読み書きができない方が多いです。例えば、海外の大学卒業者で日本に来て、例えば試験は日本語しかないので落ちたり、何年間も同じ会社で働いても給料が上がらないという話も聞いてます。日本人なのに外国人の扱いをされ、給料を安くされて、何かの支払いがあると、日本人だからそれやりなさいという風に強く言われるから不公平だと言っています。外国人とみなされて試験でルビをふっている。でもその子たちは、日本で教育されていないから、日本に来て日本人の国籍だから日本語にきなさいと強く言われてしまうと何も伸びないです。そういうところも考えてもらいたいなと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。新しい視点で今お話をいただいたと思いますが、ハーフの方で日本国籍の方、こういったことについて、何かお考えは事務局でありますでしょうか。

（横地推進官）

はい、ありがとうございます。今ご指摘いただいたように、多文化共生、今回の日本語教育もそうですが、外国籍の方を対象としたと思われがちですが、実際には、テオドロ委員がおっしゃったように、国籍を問わず、外国ルーツの子どもという言い方をしています。国籍を問わず、日本語に難があるといった問題がございます。今の日本の制度ですと、国籍くらいでしか分けることがなかなかできないような部分がありますが、県といたしましては、あくまでも外国ルーツの子というような表現をいたしまして、分けのないように取り組んでいきたいと考えております。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。非常に重要な点だと思いますので、よろしくお願いをいたします。その他の皆様からはいかがでございましょうか。
川越さん、お願いします。

（川越委員）

私は浜松でも多文化共生審議会委員としてやっております。浜松も親も日本語があまりできないから、子どもはどうするんだみたいな話題があります。子どもだけを責めるはダメだと思います。親を責めるわけではありませんが、親も努力しましょうということがまず第一。一見厳しい言い方になるかもしれませんが、私もよく浜松で言いますが、24年前私が浜松に来た時は、やさしい日本語は全くなかったです。全部漢字で、全部何もふりがなふっていませんでした。だんだんみんなが外国人のためにこれだけやってくれて、市が色々な取組をやってくれているから、あなたたちもちゃんと頑張ってやりなさい、いつまでも甘えちゃダメだよと私は周りに言っております。ただし、私たちも税金も取られるし、選挙だけはできないですが、介護保険や厚生年金とか色々全部取られてるので、それなりにやらなきゃいけないし、自分も努力して、社会に寄り添ってやりましょうと言っています。

浜松では、文化祭やスポーツなど、親子でやれることはできるだけ全部参加できるように、イベントを年に2回ぐらいはやっております。間近で見て、ベトナムの人たちはこういう性格だなんて、仕事はどうやって寄り添うのかなということも分かります。あとは、みんなで一緒にカラオケしましょうとか、みんなで公園に行きましょうということがあります。難しいことはやらなくてもよいので、身近なことがいいです。桜綺麗だからお花見やりましょうとか、みんなで楽しくやることは大事なと思います。親も子どももできる防災訓練も浜松ではずっとやっています。やさしい日本語の落語、これはH I C Eも去年11月頃にやりました。もうびっくりするぐらい面白いので、皆さんぜひ見に行ってください。

（岸田会長）

はい、ありがとうございました。その他の皆様からはいかがでございましょう

か。

（横地推進官）

先ほどのやさしい日本語の落語講座に関連した話です。先日、岸田会長に今年度県で若者を対象にしたやさしい日本語講座をやりましたよというお話をしましたら、ぜひ高齢者に対しても、やさしい日本語を普及して欲しいというお話をいただきました。県の方でも3月にやさしい日本語の落語講座によるやさしい日本語の普及というのを考えていたものですから、岸田会長からお話あったように、老人会ですとかそういったところにもPRしていきたいなと思っております。

（岸田会長）

どうもありがとうございます。最近日本人は共働きが多いので、日中いないご家庭いっぱいあると思いますが、私は多分ずっと家にいるタイプだと思いますが、結構高齢者は家にいるので、そういう方たちが、どちらかというとペラペラ早くしゃべる方が多いので、ゆっくりしゃべるといった認識を持って接していただけるといいかなと思って、ちょっとお話をさせていただいた次第です。それでは、その他の皆様からいかがでございましょうか。田中様、お願いいたします。

（田中委員）

外国の子どもたちに日本語という切り口から、支援を随分長い間やっておりますが、皆様のお話を聞いていると、学校というところは、大人も含めた多文化共生の縮図だということをつくづく感じています。やさしい日本語というのも大歓迎ですが、子どもたちにとっては学んでいくための手段である日本語ですので、きちんとした正しい単語というものと同じで、子どもたちも日本人の子と同じように同じ場で勉強していくので、しっかりと学んでいかなければならない。日本語も難しいといえは難しい。特に、書くということは、漢字がありますので、表記の面では、よく書き言葉と話し言葉は違うと言われますけれども、学ばなければ身につかないものだと思います。

ただ、ここ数年、先生たちがやさしい日本語を学ぶ研修会等で、外国人の労働者に対して工場で関わる日本人がやさしい日本語で、といった先ほどのお話と同じで、子どもたちを育てていく、分かりやすく説明をしていくために、やさしい日本語、子どもたちの日本語習得度に合わせた日本語を使っていくということは随分身についてきたんだと思います。浜松にいるせいかもしれませんけれども、学校の中は進歩してきていると思います。

先ほど、家庭の中でのコミュニケーションの時に、子どもは日本語を覚え、親はできないので、なかなかコミュニケーションが取れない。だから親も日本語覚えてくださいという話は確かにその通りです。けれども、私たちの活動の中では、

忘れていく子どもたちの母語を育てるというよりは、親が大事にすることで、今は継承語という言葉を使っていますが、家庭の中に親の言葉があることで、自分を否定しないで生きていく礎のようなものも育つということも忘れてはいけません。今は日本語という風潮が学校の中でも社会でもありますが、家庭の中でこそ母語を大事にし、母語を大事にするのは保護者しかいないので、私たちは活動を通して、母語を大切にしていける心や習慣を通して、親が継承として割り切って、日本で暮らしている子だから、外国で暮らしている子だから、親が母語を大事にしてくださいということを伝えています。

もう1つは、私が関わった30年前に比べると、随分草の根的なことが学校教育の中でしっかりとした体制になってきていて、子どもたちも親も学校で生活しやすくなっていることは確かです。しかし、あまりにもシステムチックになってしまって、何か月でこの指導は終わり、その次に行くというところでどうしても落ちこぼれてしまう子たち、あるいは話す日本語があまりにも上手なので、実際は読み解くとか自分の気持ちを表現するとか、そういったところができずにいる。先ほど就学前の話ありましたが、あまり困っていないよねとなることで、日本の学校、小学校に入ってきて、高学年になってから、この子は日本語のせいではなくて、学力がない、勉強ができないよねという世界で一括りにされてしまう。だからこそ、最初の時を大事にしてほしいです。それからどうしても少し出てしまう子たちへの支援を考えてほしいです。今環境が整ってきているときだからこそ、少し広い視野で見てほしいなと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。今の落ちこぼれになるであるとか、話はできるけれども表現が苦手で、最初にちゃんと向かってやっていかなかったために、違った形になってしまったとかについては、どこを直していけばいいという風にお考えでしょうか。

（田中委員）

どこをというのは本当に難しいことで、その子によって違いますが、最初日本語を習得するところをその子に合わせた時間や時期を大事にしてほしいと思います。子どもはできないということを言いたくない。それから、一度教えてもらったことを分らないという風には言いたくないという気持ちに行きがちなので、もう少ししっかりとその子の習得度あるいは学力がどの位置にいるのかということ、中学生になって気づくと反抗期ではないですが、精神的なところに触れながら学力を育てていくことは難しいことなので、日本語に触れる最初の時期を大事にしてほしいと思います。就学前という支援もやっていますが、ほとんどの保育園や幼稚園で子ども自身が困っていることは少ないです。なので、見よう見まねでやっていくことができる。小学校へ行ってから色々なことを習うからというのは確かにそうですが、就学前こそ保護者に対してきちんと家庭教育や学校教育の

システムや相談できることを知ってほしいと思います。子どもたちは学ぶのではなく、体得していくことに力を入れたプレスクールであってほしいなと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。いかに最初が大事かという話だったと思います。佐伯委員、どうぞ。

（佐伯委員）

田中委員からご発言があった母語や母文化の話ですが、今回日本語教育の方針を作る中で、もちろん日本語も大事ですが、母語のことを重んじるようなことを検討したといった話を聞いたのですが、そのあたりは方針のどの辺りに盛り込んでいるか事務局にお伺いできたらと思います。

（岸田会長）

それでは、事務局お願いします。

（事務局）

事務局の方から回答いたします。静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針というホッチキス止めで一式お渡ししている資料で、8ページのところです。外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育のところで、私どもとしても、母語や母文化が日本語を学び、子どもたちが能力を伸ばしていく上でとても大切だと認識しております。四角で囲ってあるところの4行目、「施策の実施においては、子供たちの母語・母文化の重要性に留意して行うほか、保護者への教育に関する理解促進に努めます。」と記載しています。その下の取組例のところでも、義務教育機関に在籍する児童生徒の最後の段落で、「専門的な学習言語を習得する上で、家庭での母語使用や母国及び日本の文化理解等は非常に重要なため、その重要性について、教職員、指導担当者への研修会等において改めて周知します。」と記載しています。

（岸田会長）

はい、ありがとうございました。それでは、相川さんお願いします。

（相川委員）

色々な意見を聞いて、コミュニケーションが課題になると思いました。色々な文化や色々な国籍がいるという異文化の理解を深めた上で、企業や学校の中でコミュニケーションを行うという取組に力を入れるとやりやすくなると思います。

（岸田会長）

ありがとうございました。先ほどの母語の話もそうですが、多文化理解も必要だ
という意見だったかと思います。

大体皆さまから意見をいただいたと思います。事務局の方にもパブリックコメン
トが6件あったり、今も皆さまから多くの意見をいただいたりしましたので、そ
れらを踏まえて、落とし込んでいただければと思います。よろしくお願いいたします
ます。

それでは、議事の2に入りたいと思います。「2023 年度ふじのくに多文化共生推
進基本計画進捗評価について」です。こちらについて、事務局から説明をお願い
します。

（事務局）

それでは、資料2についてご説明いたします。1ページと2ページが現在の静岡
県の多文化共生推進基本計画の概要となります。計画期間は、2022 年度から 2025
年度の4年間で、基本目標は、「静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互
に理解し合い、誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発
揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。」としております。その下
に、1番から7番まで番号がふってあるとおり、施策の柱があります。この多文
化共生推進基本計画は、毎年度県が進捗評価を行って、この審議会でご報告する
こととなっています。1月末になってしまいましたが、昨年度の進捗評価をご報
告いたします。

進捗評価は、3ページと4ページになります。こちらの評価の内容ですが、指標
が11個あり、評価方法は県の総合計画と同じになります。成果指標がABC評価
でCが未達成、活動指標が◎○●で●が未達成となります。A3の表をご覧いた
だきたいのですが、11の指標のうち活動指標2つ●があります。それ以外のもの
では、目標を達成しているため、全体ではおおむね計画通り進捗しているという
評価しました。活動指標未達成の2つは、6番の県の電話医療通訳事業により外
国人患者受入環境を整備した救命救急センター設置病院の割合、10番の工科短期
大学校等の定住外国人向け職業訓練受講者数になります。6番の指標ですが、救
命救急センター設置病院が11機関あり、そのうち6機関で登録いただしていま
す。既に別の医療通訳を導入しており、ここでの登録不要ということで登録が進
まなかったところもありますが、担当部局の説明会等を通じて県の通訳サービス
の利便性を案内したことによって、23年度末で前の年より3機関増加しておりま
す。10番の工科短期大学校等の定住外国人向け職業訓練受講者数についてです
が、離転職者訓練の入校者数をカウントしているものです。コースとしては、介
護、観光、販売サービスがございまして、コロナ禍で離職者が多かった2020年の
58人という数値で指標を設定しましたが、求人数の回復等で受講者数が計画通り
にいかなかったというところがあります。求人開拓が期待できる介護分野におい
て力を入れて募集をしたり、担当課と当課が連携して、外国人向けに多言語で情
報発信を行う等の工夫を重ねて、2023年度は41人と過去2年に比べて増加をし

した。事務局からの説明は以上です。

（岸田会長）

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問・ご意見等ございましたらお伺いしますがいかがでしょうか。

はい、竹内委員をお願いします。

（竹内委員）

県の医師会から参りました竹内です。よろしくお願いします。

今ご説明があった6番のところですか。県内11の救命救急センターということで、第三次の専門的な救急医療を行うところですが、そのうち以前は3病院しか使っていなかったということで、ぜひ周知をお願いしたいと以前の審議会で申し上げました。今回6病院ということで、それでもやっと半分を超えたところではありますが、実際医療機関からすると、既に積極的に取り組んでいる、あるいは独自のソフトなどのノウハウがあり、導入されていないところがあるかと思います。実は、救急車の搬送件数は最近非常に増えていて、高齢化に伴い、コロナ禍をはるかに上回る件数となっています。外国人の方やインバウンドの観光者などが増えており、各医療機関非常に苦労しております。患者数やコロナ補助金の減少で、経営状態は厳しい状態の病院がありますので、こういった事業があるので、うちは結構ですという病院があったかもしれませんが、ぜひまた繰り返しご説明いただくか事業の対象を拡充していただくかに努めていただければと思います。

（岸田会長）

ありがとうございました。今お話があった、ある程度同じようなものを入れている病院もあるというお話ですが、そのあたりは県としてどのようなお考えがあるでしょうか。

（事務局）

竹内様から今ご助言いただいたように、担当の部局に伝えて周知に努めてまいりたいと思います。今年度新たに1機関加入いただいておりますので、徐々にではありますが、計画の目標に向かって取り組んでもらうようにしたいと思います。

（岸田会長）

ありがとうございました。医療機関も忙しい中やっておりますので、ぜひお願いしたいと思います。

そのほかの皆さまからいかがでしょうか。それでは、2つ目の議題につきまして、以上とさせていただきます。

それでは続きまして、3番目と4番目の議事ですが、関連がございますので、連続でやらせていただきます。3番目の「令和6年度多文化共生基礎調査の結果に

ついて」、4番目の「次期多文化共生推進基本計画の策定について」を続けて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、静岡県多文化共生基礎調査の結果について、担当から説明させていただきます。

資料3の概要版と書かれている資料をご覧ください。静岡県では、多文化共生推進基本計画を来年度見直すこととなっており、その見直しの基礎資料とするために、昨年7月から8月に多文化共生基礎調査を実施いたしました。概要は資料左上に記載のとおり、外国人が多い県内5市の日本人1,000人、外国人4,000人に対してアンケート調査を行い、日本人528件、外国人1,467件のアンケートを回収しました。ここで注目すべき点としては、外国人向けの調査は8言語で回答できるようにフォームを用意しましたが、27.6%がやさしい日本語で回答したという点です。また、資料の左下に記載されていますが、やさしい日本語なら分かれると答えている外国人は85.2%に上りました。これは、「聞く」の調査結果ですので、「書く」「読む」の調査結果はもう少し低くなりますが、やさしい日本語なら分かる方が多いので、やさしい日本語が非常に重要だということを示唆しております。また、県ではやさしい日本語の普及に努めてまいりまして、日本人への認知度は徐々に上がっております。やさしい日本語を知っているかという問いに対して、55.3%がやさしい日本語を知っていると回答しています。特に、65.2%が若い方という数字が出ており、若い方の認知度が高いです。先ほど落語の話が出ましたが、60歳以上の認知度が低いので、この点について県として力を入れていきたいと考えております。

続いて、資料中ほどの日本人調査と外国人調査の比較というところです。日本人と外国人を比較すると、地域で暮らす外国人に対して親しみを感ずると回答した日本人の割合は45.7%、一方日本人に対して親しみを感ずると回答した外国人の割合は70.1%と24.4%の開きが出ております。また、資料右側の日本人調査結果の多文化共生に関する意見のところでは、「日本人は外国語・やさしい日本語を学ぶべき」や「日本人は外国人が日本の言語や文化・ルールを学ぶよう支援すべき」という意見の割合が前回調査より下がっています。また、外国人住民が増加することによる影響の質問では、「社会に多様性が生まれる」や「地域経済の活性化に貢献する」と回答した割合も前回調査から減った結果が出ています。その一方で、外国人調査結果の相互理解を深めるためにしたいことについてですが、「日本の文化、生活習慣を理解するようつとめる」「自治体活動に参加する」「あいさつなど、日頃から近所の人たちと交流する」などの回答から、日本人と関わりたい外国人は多いという結果でした。先ほどから申し上げておりますが、今後さらに外国人の受入が進んでいくことが想定されます。県といたしましては、日本人側への多文化共生意識の醸成という点にも今後力を入れて取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、日本語がどのくらいできるかという項目ですが、先ほど説明いたしました日本語教育の基本方針の参考資料にも詳細を記載しておりますが、今回外国人の日本語能力に関する調査を行っております。「聞く」「話す」「読む」

「書く」の順に、日本語のできる外国人の割合が低下するという結果が出ております。会話は何とかできるものの、日本語を体系的に学んだことがなく、読み書きが難しい人が多いという結果が出ており、さらに国籍によっても少し差があるという状況です。続いて、日本への滞在予定年数という質問では、「永住するつもり」と「10年以上住むつもり」の方たちを足すと、56.4%と半数以上になっております。また、分からないと答えている人も25.2%で、この回答を、できるだけ居たいと考えると、かなりの数の方が長期滞在を望んでいるのではないかと考えられます。子どもの将来についても、子どもには日本で進学就職・生活してほしいと答えた割合が70%近いです。長期滞在を希望し、子どもも日本で育ってほしいと考える外国人の方が多いと考えられますので、日本語教育や日本人への多文化共生意識の醸成が重要だと思っております。また、ピンクの冊子に細かい数字が出ておりますので、ご興味ございましたらご覧いただければと思います。それでは、次の項目の説明に移ります。

（事務局）

それでは、私の方からは、議事の4、次期多文化共生推進基本計画の策定について、資料4のご説明をいたします。

次期多文化共生推進基本計画ですが、来年度策定をすることになっておりますので、本審議会でも審議をしていただくことになります。内容については、現在、県が総合計画の方も検討中で、当然そちらとも関連をしていくので、まだ内容をお示しすることができず、これからになります。来年度こちらを作って審議会にもお示しをすることになりますので、今日はこの次期計画にどのような視点を盛り込むべきかといったことについて、各委員の皆さまに率直な意見をいただけたらと思っております。

まず資料4の1ページ目ですが、これが今までの県の多文化共生推進基本計画の1期から現在3期で、次のものが4期ですが、その比較表となります。今までの計画の柱を示したものとなりますが、お気づきのよう、どの計画でも多文化共生意識の醸成や日本人、外国人の相互理解を位置づけております。そして、初期の計画では外国人の生活に焦点を当てていますが、最近では外国人の活躍に焦点がシフトしています。皆さんに意見をいただいているように、外国人は支援するだけの対象ではなく、地域や産業の担い手と捉えるようになった現れと考えております。次期計画では、鈴木知事の持論でもあります外国人をまちづくりのパートナーとポジティブに捉え、外国人の持つ能力や文化的多様性を地域の活性化につなげるという視点を前面に出していけたらと今考えているところです。

参考で次のページに行っていただくと、これが静岡県の次期総合計画の概要となります。この資料の中で注目していただきたい点としては、この中央より下に第

2章というのがあって、幸福度日本一の静岡県というのがあり、その右側に目指す姿の実現に向けた重点取組で、その下のボックスに8つあり、そのうちの1つに多文化共生社会の構築があります。多文化共生施策については、今まで以上に力を入れて取り組んでいくという県の姿勢が反映されていると考えております。また、その上の4章で、右側にⅡ豊かな暮らしとあって、その中の箱に、Ⅱ－3暮らし・文化のところに、①誰もが尊重しあえる共生社会の実現とあります。こういったことで、次期総合計画の中でも、先ほども申しましたが、多文化共生社会については大きく取り上げられていると考えております。事務局からの説明は以上です。

（岸田会長）

はい、ありがとうございました。令和6年度の多文化共生基礎調査についての説明と多文化共生推進基本計画、令和8年からは、これから進めていきます総合計画を令和7年からやっていくものを踏まえて、令和8年から、基礎的な調査を踏まえ、外国人のをまちづくりパートナーと捉えて、外国人の方の持つ能力や文化的多様性を地域の活性化に繋げていくというような視点で取り入れて検討していきたいというような話でございます。

その辺を中心に、皆さまからご意見等いただきましてこれから作り上げていく形になりますが、それに反映できるように皆さまから色々ご意見をいただけたらという風に思いますが、いかがでございましょうか。

（竹内委員）

県医師会の竹内ですが、今日資料を提供させていただきましたので、それをお示しながらご説明させていただければと思います。この審議会に参加をさせていただいて思っているのは、議論が親御さんの世代と子供ということで、2世代だけに留まっているというのがちょっと気になっています。実は、医療・福祉分野で言うと、日本で高齢化社会が進んでいく中で、もう圧倒的に若者の人口が足りず、いわゆる医療、介護に従事する人数は増えても、それに合わせて働く人が全く足りないという現実があり、今外国人の方が介護人材として非常に期待をされています。

健康福祉部関係の会議で色々資料を提供したり話をしたりしていますが、今日それを持ってきました。クリップ止めを外していただいて、2つ目のホッチキス止めの資料です。これはもう皆さん十分ご案内の通りですが、コロナに関して、外国人の方、観光客はストップしましたが、特定技能の方は右肩上がりに増えてきて、多くの分野はありますが、その中で介護は1つ大きな分野になっています。2枚目は、先ほど日本での滞在予定数というお話ありましたが、これからも定住されたいという方が非常に多いという中で、これからどうするんだというところなんです。私の方でまとめさせていただいたデータが、その1枚目の裏から2枚目の裏までで、特に特定技能で、ベトナム、ミャンマー、フィリピンなどいわゆる東

南アジア系の方が今回急速に増えているということが増加率というところを見ていただくとわかると思います。今まで少数だった国々の方々が急速に増えて、これからは伸びが見込まれるということで、やはり、先ほどの調査でも多言語化という話もありましたが、やはりこういうところが必須なのかなと思います。一方で、これからそういう方々が医療、介護、福祉分野の準備をしていただく中で、ご高齢になっていくことも当然想定をされるわけで、今、日本の高齢者の方々を介護するためにいらっしゃる外国人の方々が近い将来お年を召していくということも、県として対策を前もって打っていかなければいけないのではないかとということで、この審議会での議論がどうしても親御さん以下の世代に固まっているところがずっと気になっているところです。愛知県の資料で参考になるものが見つかったのですが、既に愛知県では、外国人高齢者の介護ということで、5番目の外国人高齢者介護のポイントということで、(2)です。母語に焦点が当たっているのですが、やはり高齢者になってくると、日本語をせっかく覚えても忘れてしまう。母語がえりという言葉が書いてありますが、お年を召してくると、もう日本語を忘れてしまって、母語でしか対応できないことがある。こういう課題を愛知県ではしっかり認識をされて対応されていることも資料として見つけました。ですので、次期基本計画の中では、高齢者の外国人の方々も含めた3世代についてぜひご検討いただき、医療、介護、福祉での共生に目を向けていただければと思います。

(岸田会長)

はい、ありがとうございます。私は、子どもの世代を中心に考えていましたが、確かに高齢化してきますので、今の視点は非常に重要だなという風に考えました。

皆さんにもし関連してご意見ございましたら、お願いします。

(佐伯委員)

竹内委員のご指摘は本当に重要だと思ひまして、外国人の方々も当然ながら年を重ねていき、高齢化していきます。現在の多文化共生推進基本計画の中で、先ほどご説明があった、10番目の職業訓練の部分で達成が伸び悩んでいるという点がありました。しかし、長期化する中で、スキルアップを促進していかないと、今後外国人をまちづくりのパートナーとして能力や多様性を活かしていくという意味でも、外国人の方が長くいる中で、ずっと派遣ではなく、スキルアップをしていく機会を提供することが極めて重要だと思います。その中で、今達成率が下がっている原因の1つとして挙げられているのが、日本語能力が低くて職業訓練を受けられないのではないかとということです。受けたという希望があっても受けることができないというケースもあると聞いております。そうした中で、竹内委員が提供した愛知県の資料を見ますと、通訳、翻訳アプリは今非常に発達してる部分もあるので、日本語の能力がある程度ないと訓練を受けられないとバサ

ッと切るよりも、受けないという気持ちがあるのであれば、アプリやＩＣＴで変えることができる部分も増えてきてるんじゃないかなという気がします。今少し伸び悩んでいるこの職業訓練の部分で、ＩＣＴやアプリを使いながら、受けないという気持ちやスキルアップしたいという気持ちをサポートしていく姿勢で、第４期の計画をやっていただけるといいなと思いました。

（岸田会長）

ありがとうございます。非常に重要なところでございますので、関連して皆さまから今の点について何かございましたら、ご意見をお願いします。

（アナ委員）

スキルアップや職業訓練のことはすごく良いと思います。しかし、例えば介護施設で働いてる外国人社員の場合は、わざわざ職業訓練場に行く時間がないので、働いている施設で、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで覚える方が良いのではないかと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。行くだけでお金もかかり、収入が減るという点もあり、色々な問題点もあるのかなと今感じました。
そのほかの方はいかがでしょうか。

（高畑委員）

高齢者に関することにつきまして、私も個人的に専門が在日のフィリピン人ですが、ここ３年ぐらいフィリピン人の交流に関する色々な調査をやりまして、70人ぐらいから聞き取り調査をしました。その結果から言うと、ここ10年程で90年代にやってきた外国人が一気に高齢化する時期だなと思ってます。その時に、ご本人のことも、病気や料理できるかなどありますが、子ども世代が病気になった親の面倒を見たり、介護をしたりという立場になるので、その子に対しての備えであったり、それに付随してどんなサービスが利用できるかといった情報提供も重要になるなと思います。先ほど配布していただいた愛知県のパンフレットですが、私も愛知県でこうした活動を早くから始められた方と1回お話を伺ったことあって、その方は中国帰国者、以前は在留邦人帰国者の息子さんで、その方が高齢になったお母様をどのように介護しているのか、その時にどのようなサービスが利用できるかということ、困った後をきっかけに外国人の高齢化に関する勉強会をされています。その方曰く、今は多文化共生社会と言っているが、この5年、10年後には多文化高齢社会とおっしゃっていました。ですので、今から集まって話しておくべきことがいっぱいあるなと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。

（川越委員）

私も実は、先月 94 歳の親が病院に運ばれて、自分が付き添って、いかに病院という組織が大変か分かりました。どこから手つければいいのかっていうぐらいでした。私たちは、なんでここまでしなきゃいけないのかということが正直ありました。大変だなと思いました。やっと介護認定が出て 2 を取った時は、こんなこともできるのかとすごいなと思いました。これを利用できる人と全然できない人たちもいると思います。うちは旦那が日本人だからできる話ですが、もし仮に同じ外国人であれば、すごく大変だなと思います。高齢社会になってきていますので、なんとかもっとわかりやすいものを。色々な介護施設を見て、年金で賄えないじゃないとなったら、母国へ帰らなきゃいけないかもしれない。パートでは賄えない、もう無理かなというのはあります。子どもも大変だし、お年寄りも大変だし。今は親が退院したのでこうやって笑って話せています。

（岸田会長）

ありがとうございます。日本人でも非常に大変なところで、資料を書くだけでも大変なので、本当にどうしていいのかわからない外国の方も今後増えていくのかなと切実な感じを受けました。

（増井副知事）

ただいまの外国人の介護の点についてですが、大変重要な点を指摘していただいたと思っております。静岡県の多文化共生の施策の中ではこの視点は少し欠けているのかなという気が私もしておりまして、担当部局とここは検討するようにしていきたいと思います。

（岸田会長）

大変心強いお言葉をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ、そういう視点で作っていただければ、日本人、外国人関係なく、ウェルビーイングな県政をやっていただくという形になると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、そのほかの視点につきまして皆さまからご意見ありますでしょうか。

（廣野委員）

自治会連合会でございます。多文化共生基礎調査の中で、36 の相互理解を深めるためにしたいことということで、自治会活動に参加するが 57.8% と非常に高い数字をアンケートでいただいているわけですが、自治会連合会は、今も各地域に外国籍のリーダーを見つけながら、その方を中心に普及をしていこうということで進めております。1 人も取り残さないためにも、自治会に参加してもらっ

てやっといこうということを進めております。

また、幸福度日本一の静岡県のところで、伊豆半島はじめ防災の推進でございますが、静岡県の自治会連合会に入ってる35市町のうち21でございます。約60%でございます。特にこの伊豆地域は未加入市町が多いということでございまして、この前も県知事にもお願いいたしました。加入率を増やしてくださいということで県議会にもお願いをしてまいりました。昨年1月1日能登半島の時に、私、石川県に行きまして、本当に伊豆地域に地形が似ています。顔を見えるお付き合いをしたいということで、県の方にも加入促進をお願いしたいと思っています。伊豆半島をはじめ防災の推進ということで、この会議では関係ないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思っています。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。自治会で外国人のリーダーを見つけて、その方を中心に行っていくお話がありました。

（廣野委員）

私の市ではオーストラリア人がリーダーをやってくれていて、非常にリーダーシップを発揮してくれています。どこの市町にも立派な人はいっぱいいると思いますので、リーダーを見つめながら進めていきたいと思っています。

（岸田会長）

ありがとうございます。ぜひ横展開をしていただけたらと思いますので、お願いいたします。

（石川委員）

資料の4で、多文化共生推進基本計画の第4期のところに、康友さんがと言われていたところですが、2つ目の外国人をまちづくりのパートナーとポジティブに捉え、外国人の持つ能力や文化的多様性をその地域の活性化につなげていこうというところ。浜松でムンド・デ・アレグリアの校長先生と話したことがあるのですが、子どもや小学校で色々問題があるそうです。幼稚園、小学校、中学校で難しいところが、その後就職をどう探していくかということにあるよと言われていました。親御さんが派遣や特定技能となると、どうしてもそちらの方に行くので、そうではなくて、浜松の企業をいかに知ってもらい、できるだけ早い段階でそういった就職の道もあるよということを知ってもらう。それじゃあ私は整理工の訓練をやってみようとか、介護でこういうことができるよということで、就職に対してとなると、企業と学校がもっと近づいて、できるだけ早い段階から、子どもだけではなく、親御さんにも知ってもらう。浜松はたまたま製造業が多いですが、色々な業態のことを知ってもらえると、じゃあ私は派遣ではなく、正規の社員としてこういう風にやってみようと考えてもらえるところがあると

思います。外国人の持つ能力や文化的多様性を地域の活性化につなげるということは、文芸大の先生と何かクロスできないかといったことも考えているので、企業と学校が何かやっていくことで地域の活性化になるといいなと思っています。例えば、高校や中学なんかもそうだと思います。小学校も職業講話といったもので体験してもらっても全然良いと思いますので、そういうことをやれると、文化的多様性の地域の活性化になるなと思います。

あともう1個、実際外国の方が来られて地域に住もうとすると、なかなか住むところが探せないであるといった問題があるので、地域の人たちと外国の方が一緒にやるっていうことがすごい大事だなと思います。さっき川越さんが言われてたような落語のイベントのように、できるだけ県でも市でもどんどんやっていて、交流を持つ場を作って、数多くやるということがすごい大事だと思います。浜松はインドネシアフェスティバルもやっています。就職のところが1つ大事なところなのに就職のところはまだ弱いなという話と、あと、生活者として、地域の人と交流を持つ場をできるだけ多くするということは、どんどんやればいい話なんだろうなと思います。

それで、さっき廣野さんが言われたみたいに、俺の町は俺がやるぜみたいな外国のリーダーの方が出てくると、本当に1番良いなと思いますので、まちづくりのパートナーというのは、そういう意味でも、働くという点とその地域でのパートナーということになればいいなと思いました。企業側も逆のことを言うと、人材不足で、本当に今、人がいないので、そういう意味でも、企業側が学校に寄っていくことはすごく大事な時だなと思ひまして、ぜひそれをやりたいなと思っています。以上です。

（アナ委員）

外国人はいくら話すことができて、電話で話すことは苦手です。うまく伝えられないことが多いので、会社自体も派遣会社しか認めない会社が結構多いです。派遣会社は、外国人のスタッフを入れる時に、もう後は知らないみたいなことが結構多いです。あとは、自分の体験ですが、アパートを探す時に、話ができて、派遣会社からあんまり分かってもらえていないところがあるので対応してくださいという風に怒られたことがあります。アパートの人に、私に話してもしようがないと思われてしまった。例えば病院へ行っても、話をしても、資料を出してもわからないところは、もうグーグルトランスレートしか頼ることができません。フェイストゥフェイスで直接話をするときは良いのですが、電話ではうまく使えませんよね。日本語でバラバラバラって早く言われてしまったら、もうアウトです。もしそういう困ったことがありましたら、外国人窓口の例えばH I C Eや国際交流協会、あとはハローワークへ直接行って聞いた方が、ここで仕事したいといった話も親切に対応してもらえますので、ありがたいです。ただ、会社は直接教えてくれないです。

（石川委員）

自分もできればとは思ってるのですが、派遣会社ではなくて、例えば小学校や中学校、高校にしろ、企業が学校に出向いてこういうことをやってますよと言う。逆に、例えば中学校の子が企業に行ってみるといった直接交流を持つ。うちで言うと、製造業はこういうことをやってるよ、作るだけじゃなく設計も営業もやっているよということを知ってもらうだとか、介護の関係なら、介護というのはどういったことを、どういう人がどう働いてるんだということを知ってもらうことがすごい大事だと思います。できれば派遣ではなく、企業と学校、企業と子どもたちがこうなるといいなと思ってます。

H I C Eも相談窓口があるので、外国の人がいるということは分かると思いますが、廣野さんが言われるように、地域の人たちが外国人に慣れて、ウェルカムな形になると、おそらく、「それは揉め事になるから、だったらちょっとうち来なよ。話聞いてやるよ。」といった形で、言葉がわからなかったとしても、その地域の中でコミュニティができると1番良いなと思います。それが地域の活性化につながってくるのは間違いないと思います。地域がどう外国の人を迎えられるかということは、さっきのイベントの話であるならば、落語なんて良いなと思って聞いてたのですが、当然窓口は窓口で必要だと思いますが、地域が何かやっているというのは良いと思いますし、もう1つは派遣ではなく、企業が学校で子どもたちに知ってもらうことができるようなことが、この基本計画表の1番後ろに載ると良いなと思いました。これでまた色々難しいところが出てくるとは思いますので、そういったことも話しながらやっていけばいいなと思います。本当に会社に来てもらって、見てもらうのが1番良いですね。

（岸田会長）

はい、ありがとうございます。今の話は外国の方だけでなく、静岡で中学、高校にいらっしゃる子どもも実は地元の企業を知らない、日本人も知らないということで、全体的な問題かなと思いました。今出てきました地域でのコミュニティ作り、今の計画の3期においても、コミュニケーション支援など色々やっていただいていると思いますが、イベントやA Iの活用みたいな意見まで幅広く出てきたと思いますが、そのあたりについて何か県の方からお話があればお願いしたいと思いますが、ございますでしょうか。

（横地推進官）

はい。本当に様々なご意見を伺って、今までの計画に欠けている視点だったかと思っております。これはどちらかというと自分個人の感想ですが、これまでの第3期の計画にも、活躍という視点はありましたが、どちらかというと外国人の方が自己実現できるといった視点だったかと思っています。ただ、非常に人材不足という中で、日本社会の中でも、外国人の力を非常に必要としているという視点に立つと、必ずしも活躍という言葉だけで済ませるのではなく、まちづくりのパ

ートナーとポジティブに捉え、日本人の側が知ってるんだよというようなことなのかなと考えております。ですので、県の総合計画もこれからそういった視点も入れながら作られていくかと思いますが、この多文化共生推進基本計画の方でも、社会情勢を的確に踏まえた視点を入れていきたいと考えております。ありがとうございます。

（石川委員）

自分が活躍できないなら、外国の方が色々なことを見て、「俺これやりたいな」「私こういうのやりたいな」といった意見が出てくるとすごい良くなると思います。間違いなく企業は欲していますので、それがうまく合うと良いと思います。

（岸田会長）

ありがとうございます。色々出てきました中でも、デジタル化やA Iの活用といった新しい視点でも効率よくやれるような仕組みを作っていただけたらと思います。いわゆる産・官・学と色々ありますが、加えて自治会の「自」あるいは医療の「医」、金融機関の「金」といったところが必要になってくるのかなという風に思った次第でございます。

そのほか皆さまからいかがでしょうか。

（アナ委員）

最後に1つだけみなさんにお知らせしたいのですが、県の多文化共生課は本当に外国人のために、お知らせや交流するためのフェスティバルを本当にきちんとサポートしてくれていましたので、本当にありがたいと思います。感謝しています。ありがとうございます。

（岸田会長）

ありがとうございます。最後は、良かったねという話で本当にありがたいなと思います。

皆さんご活発にご意見いただきまして、お時間になってしまったのですが、どうしてもという方がもしいらっしゃったら、あと1人ぐらいなんとかお時間ありますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは議論を終了させていただきますと思います。みなさまありがとうございました。

本日いただいた意見を県の事務局の方で前向きに色々検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上を持ちまして議事は終了させていただきます。それでは、進行の方を事務局にお返しいたします。お願いいたします。

（司会）

岸田会長、ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、増井副知

事から最後にご挨拶申し上げます。

（増井副知事）

副知事の増井でございます。本日は、皆さんお忙しいところ活発にご議論をいただき、本当にありがとうございます。日頃から県の多文化共生施策に対しまして様々なご意見をいただいたり、ご支援をいただいたりしていることに关しまして、熱く御礼を申し上げます。

今日の議論、非常に活発な議論ができたかと、私聞いていて思いました。特に1番最初にありました日本語教育の推進に関する基本的な方針について、皆さんそれぞれの立場から色々な意見をいただいて、全部もっともだなと感じたところでございます。高畑委員からは、企業の中での日本語教育は非常に大事だという話がありましたし、石川委員の方からは、逆に企業の方では実際に現場で働く人に教える人の日本語教育が大事だという違う面からのご意見もいただきました。村松委員からは、学校の現場の経験を踏まえて、今非常に多くの国から人が来ているということで、親が雇用をされている事業主の教育も必要になってきますよという話がありました。佐伯委員からは、特定技能が増えると家族の帯同が増えるということで、保護者の理解促進ということも合わせて考えなければいけないということで、本当に色々な方々から、それぞれのお立場から意見を伺いました。今日の最初の議論にありました通り、日本語教育の推進に関する基本的な方針の中に、それぞれの主体に期待される役割を皆さんで果たしていきましょう、県と関係機関との連携を強化していきましょうということが書かれております。県だけでなく、市町、事業主、協会、留学生、財政機関、外国人本人、日本人の方々、地域の方々、それぞれが自分のできることをそれぞれやっという、そして連携をして、みんなで多文化共生社会を作り上げていこうということがこの方針のところに書かれているんだということを感じました。実は私、以前地域外交監を3年ほどやっておりまして、その時に、外国の技術を持つ子どもたちに対する日本語教育という視点で施策を進めたことがございます。それが数年経ち、このような基本的な方針にまで非常に進歩、進化をしているということに対して、非常に皆さま方の日頃の努力に対しまして、感謝を申し上げたいと思います。今後、この新しい基本計画を作るということになりますが、ぜひ、これからも、皆さま方のご支援、ご協力をいただきまして、県の多文化共生施策の推進にご協力を賜りますようお願い申し上げます、私の最後の挨拶といたします。本日はありがとうございました。

（司会）

ありがとうございました。それでは、以上を持ちまして令和6年度静岡県多文化共生審議会を終了いたします。本日の議事要旨につきましては、皆さまに確認していただいた上で、正式なものを後日送付させていただきます。次回は新年度の開催となります。基本計画改定の年となりますので、複数回実施

を予定しております。また、年度途中で委員の改正もございますが、引き続きよろしく願いいたします。本日は、皆さまどうもありがとうございました。